平成２９年（フ）第１７５号
奈良市あやめ池南６丁目５番41―509号
債務者　中嶋　優衣
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２２５号
奈良県天理市中町208番地11
債務者　森本　久治
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１４０号
奈良県北葛城郡広陵町大字古寺136番地１
古寺町営住宅　１―106
債務者　吉岡ヨシ子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野312番地６
債務者　中山　和代
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
奈良県橿原市中曽司町185番地の５　植田マンション305号室
債務者　堀川　　愛（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
徳島県徳島市西新浜町１丁目３番33―153号
債務者　平井　香代
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４８号
徳島県小松島市中郷町字加藤７―１加藤団地第526号、住民票上の住所徳島県小松島市和田島町字松田新田179番地の５
債務者　林　　学
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５９号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井186番地９
債務者　池田　　茂
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７０号
愛媛県松山市高岡町900番地２　セジュール高岡101号
債務者　八木祐太郎
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３８号
福岡県久留米市上津町1275番地２　クラシックハイツＴ・Ｂ101号
債務者　砂田　吾郎
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１９９号
大分市大字片島402番地の３
債務者　長野　勝美
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２５号
宮崎県日南市園田１丁目９番５―205号、前住所宮崎県日南市油津１丁目５番23号
債務者　西園咲百利
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第６３号
宮崎県都城市吉尾町6198番地２　二宮貸家２号
債務者　中須　寛子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１２６号
秋田市手形田中８番５号　タウニィヒナ207
債務者　進藤美保子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３０号
秋田市横森５丁目11番６号　フェリーヌ２Ａ、前住所秋田市川元開和町12番１号　フレンズ川尻203号
債務者　石垣かおり
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３号
秋田市仁井田新田１丁目１番17号　近藤アパート５号
債務者　石澤　敏克
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部